

国営土地改良事業の事後評価について

1. 趣 旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、農林水産省政策評価基本計画に基づき、国営土地改良事業等の完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価（事後評価）を実施します。

2. 事後評価の概要

（対象事業）

総事業費 10 億円以上のものであって、その工事の完了の公告があった年度の翌年度から起算しておおむね 5 年を経過した、原則として全ての国営土地改良事業です。

東海農政局においては、以下のとおり実施します。

R元.8公表：国営かんがい排水事業「宮川用水第二期地区」（完了公告H25.8.16）

（実施主体）

東海農政局農業農村整備等事業管理委員会（以下「事業管理委員会」という。）

（評価の内容）

- 1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- 2 事業効果の発現状況
- 3 事業により整備された施設の管理状況
- 4 事業実施による環境の変化
- 5 社会経済情勢の変化
- 6 今後の課題等

3. 今年度の予定

（東海農政局農業農村整備等事業技術検討会の開催）

事業管理委員会は、専門的な知見を有する者により構成される「技術検討会」を以下のとおり開催します。

- ① 6月14日：現地調査
- ② 7月2日：評価書の説明
- ③ 7月16日：第三者の意見の取りまとめ

（関係団体の意見聴取）

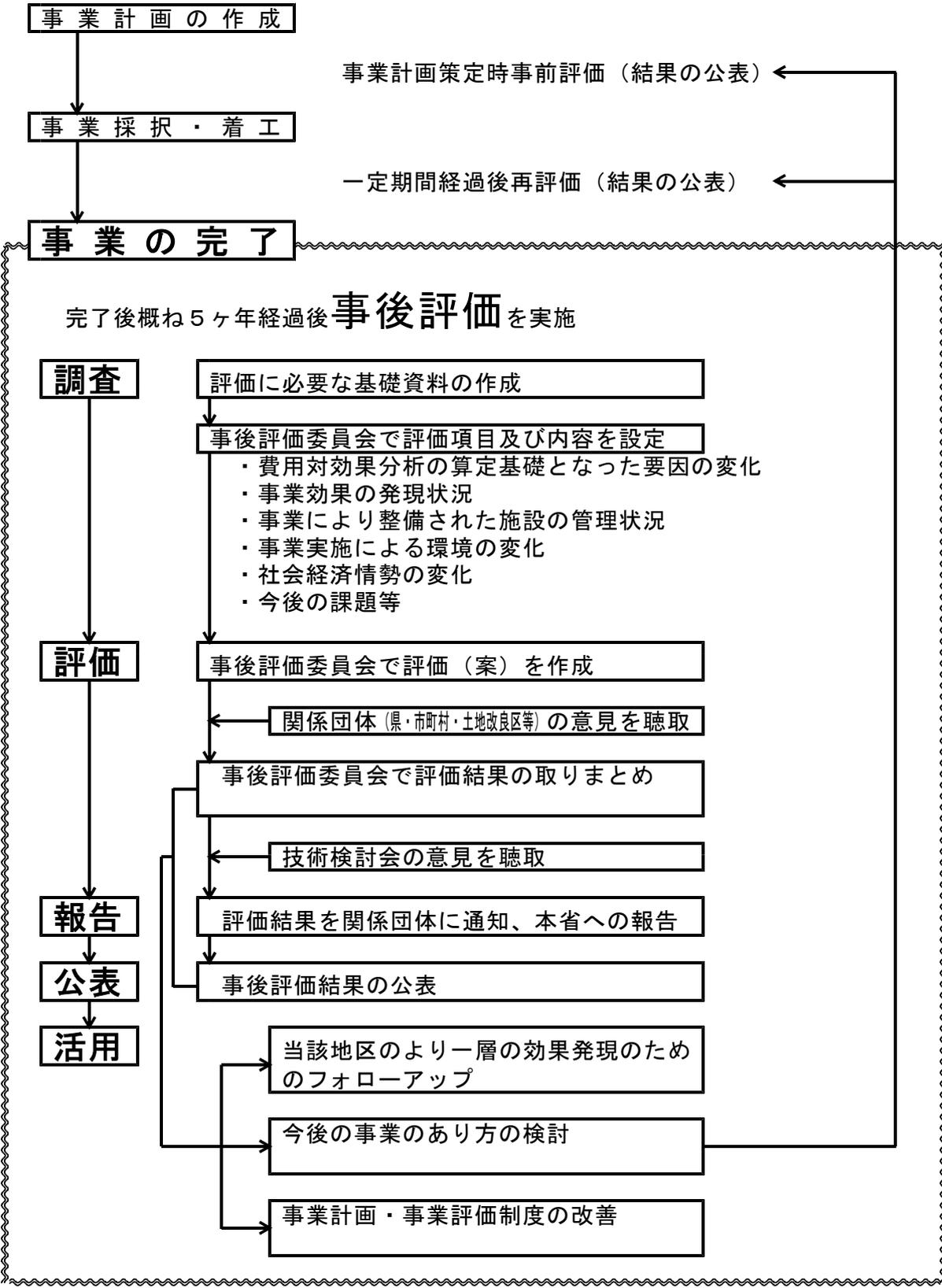
事業管理委員会は、三重県、関係市町及び宮川用水土地改良区の意見を聴いた上で、事後評価結果を取りまとめます。

（評価結果の公表）

事後評価の結果等については、原則として事後評価の結果を取りまとめた年度の 8 月末までに公表します。

- 東海農政局から本省への報告 7 月末
- 評価結果の公表（本省及び東海農政局） 8 月末

事後評価作業フロー図 (国営土地改良事業)



(参考)

事業評価の流れ (国営土地改良事業)

